

長野県主要農作物の種子の生産等に関する基本要綱

令和2年4月1日 2農技第31号

(趣旨)

第1 この基本要綱は、主要農作物の種子の生産等に関し、長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例（令和元年7月16日公布、長野県条例第4号。以下、「種子条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(種子管理団体の指定)

第2 種子条例第6条に規定する種子管理団体として、一般社団法人 長野県原種センターを指定する。

(奨励品種の決定)

第3 種子条例第7条に規定する奨励品種の決定に当たっては、農業関係試験場、農業者の組織する団体、農産物の需要者、学識経験者、民間の品種育成関係者等をもって構成する長野県主要農作物等奨励品種決定審査会を開催し、その意見を聴くものとする。

2 奨励品種の決定基準及び調査の方法は別に定める。

(種子計画の策定)

第4 種子条例第8条に規定する奨励品種の種子の生産に関する計画（以下、「種子計画」という。）の協議は、次の期日までに行うものとする。

水稲：3月末日

麦類：9月末日

大豆・そば：4月末日

2 前項の規定による種子計画の様式については別記第1号様式によるものとする。

(種子生産ほ場の届出)

第5 種子条例第10条に規定する種子生産ほ場の届出は、種子、種苗のは種又は移植の前までに種子生産ほ場の所在地を管轄する農業農村支援センター所長を経由して（原種生産ほ場にあつては、直接）農政部長に別記第2号様式を提出して行うものとする。

ただし、農業者が組織する団体が、種子生産者の種子生産ほ場をとりまとめて、一括して届出を行うことができるものとする。

2 前項で届け出たほ場の種子生産を変更又は取消す場合は、変更又は取消しようとするほ場の所在地を管轄する農業農村支援センター所長を経由して（原種生産ほ場にあつては、直接）農政部長に別記第3号様式を提出して行うものとする。

(ほ場審査及び生産物審査)

第6 種子条例第11条第1項及び2項に規定するほ場審査及び生産物審査の手続きについては別に定める。

(審査員の任命)

第7 種子条例第11条第3項に規定する審査を行う職員は、主要農作物の種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する専門技術員、普及指導員、農業関係試験場の研究員等から知事が任命する。

2 審査員が携帯する証票は、別記第4号様式によるものとする。

(審査の基準及び方法)

第8 種子条例第11条第4項に規定する審査の基準及び方法は別に定める。

(審査証明書)

第9 種子条例第11条第5項に規定する審査証明書は、ほ場審査にあつては別記第5号様式、生産物審査にあつては別記第6号様式によるものとし、審査員の所属する機関の長が種子生産者へ交付するものとする。

2 種子生産者が種子袋に表記する生産物審査証明書は、別記第7号様式によるものとする。

(附則)

この基本要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

〇〇年度長野県主要農作物種子計画
(品目：)

年 月 日

長野県知事 様

一般社団法人 長野県原種センター
理事長 印

長野県主要農作物の種子の生産等に関する基本要綱第4の規定に基づき、〇〇年度長野県主要農作物種子計画(品目：)について下記のとおり提出します。

記

第1 主要農作物の種子の需給の見通し

本年度の(品目名)の種子の需給見込数量は、次のとおりとする。

品目 (種類)	品種	種子生産ほ 場計画面積 (ha)	種子供給見込数量		種子需要 見込数量 (kg)	備考
			(kg)	生産予定 数量 (kg)		
合計						

第2 主要農作物の原種の生産

本年度の(品目名)の原種の供給見込数量は、次のとおりとする。

品目 (種類)	品種	原種生産ほ 場計画面積 (a)	原種供給見込数量		備考
			(kg)	生産予定 数量 (kg)	
合計					

第3号様式

種子生産ほ場変更（取消）届出書

年 月 日

農政部長 様

申請者 住所
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付けで届け出た種子を生産するほ場について、下記のとおり変更（取消）します。

記

1 変更する（取消す）ほ場の所在地等

ほ場 番号	品種名	生産者名	ほ場所在地	ほ場面積 (a)	備考

2 変更（取消し）の事由

表

第 号
職 氏 名
長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例第 11 条第 3項の規定による審査を行う技術吏員の証
年 月 日交付
長野県知事 <input type="checkbox"/>

裏

注 意
1 本証は、ほ場審査及び生産物審査を行う際必ず携帯すること。
2 本証は、検査を受ける者の請求のあったときは、提示すること。
3 本証を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。
4 審査員がその職を退いたときは、直ちに本証を返付すること。

第5号様式

年産（作物名 ）ほ場審査証明書

（種子生産者） 様

年 月 日
審査員が所属する機関の長 印

長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例第11条第3項に基づき審査をした結果、長野県主要農作物種子審査に係る基準及び方法（令和2年4月1日付け2農技第33号）の審査基準に適合したことを証明します。

記

1 ほ場審査結果総括表

品種名	ほ場面積（a）	合格面積（a）	不合格面積（a）

2 種子生産ほ場毎の結果

別添 ほ場審査結果報告書（主要農作物採種事業実施要領別記第6号様式）による

第6号様式

年産（作物名 ）生産物審査証明書

（種子生産者） 様

年 月 日
審査員が所属する機関の長 印

長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例第11条第3項に基づき審査をした結果、長野県主要農作物種子審査に係る基準及び方法（令和2年4月1日付け2農技第33号）の審査基準に適合したことを証明します。

記

1 生産物審査結果総括表

品種名	審査数量 (kg)	合格数量 (kg)	不合格 数量 (kg)	証明書交付 見込枚数 (枚)

2 種子生産者毎の結果

別添 生産物審査結果報告書（主要農作物採種事業実施要領別記第7号様式）による

第7号様式

（用紙の大きさは、縦10センチメートル、横12センチメートル以上とする。）

生産物審査証明書			
区分	一般種子		
審査請求者 住所 氏名（法人あつては、その名称及び代表者の氏名）			
種 類		品 種	
年 月 日			
長 野 県			